R5.8 制定

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法、地方公務員法、長野県の組織・財務・服務などの法規に基づき、長野県林業総合センター(以下「センター」という。)における研究活動のコンプライアンスを確保するため「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」への対応について必要な事項を定め、試験研究の信頼性と公正性を維持することを目的とする。

## (対象・定義)

- 第2条 この規程において対象とする「研究活動に係る不正行為」とは、センターにおいて 研究成果に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
  - (1) 捏造とは、存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
  - (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は 用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
  - (4) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に 照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの。
  - 2 また、この規程において対象とする「公的研究費の取扱いに係る不正行為」とは、 長野県単独の研究費、国もしくは国が所管する法人などが提供する競争的資金(以下 「競争的資金」という。)、その他法人の研究助成事業など、センターが扱う研究費(以 下「公的研究費」という。)の運営管理に関する不正行為をいう。

#### (責任体制)

- 第3条 センターにおけるコンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理を適正に行う ための責任体制は次のとおりとする。
  - (1) 最高管理責任者

林業総合センター所長(以下「所長」という。)は、最高管理責任者として、センター全体のコンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理について責任を負う。 また、不正防止行動計画(以下「行動計画」という。)を策定・周知し、着実な実施のために必要な措置を講じる。

(2) 統括管理責任者

管理部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、行動計画に基づき研究者に対しコンプライアンス教育を行うとともに、具体的な対策を行い、最高管理責任者に実施状況を報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者 管理部長は、コンプライアンス推進責任者を兼ね、コンプライアンス教育及び公的 研究費の運営管理について責任を負い、最高管理責任者の指示の下、次のことを実施する。

- ①行動計画に基づきセンターにおける不正防止対策を行い、最高管理責任者に実施状 況を報告する。
- ②コンプライアンス教育を進め、管理責任を明確化し、不正防止に努める。
- ③財務規則等に基づく監査及びモニタリングにより公的研究費の執行状況を確認し、 必要に応じ改善指導する。
- ④不正行為の疑惑が生じた場合、コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者に 報告し、指示を仰ぎ、迅速・的確に対処する。
- (4) コンプライアンス教育責任者

各部の部長は、コンプライアンス教育責任者として、コンプライアンス推進責任者 を補佐し、その指示の下、次のことを実施する。

- ①行動計画に基づき不正防止対策を行い、コンプライアンス推進責任者に実施状況を 報告する。
- ②コンプライアンス教育責任者と連携し、研究者のコンプライアンス教育研修の受講 状況を管理監督する。
- ③研究者が行う公的研究費の執行状況を確認するモニタリングを行い、コンプライア ンス推進責任者に報告し、必要に応じて改善指導する。

### (5) 研究者

センターの研究活動に係る職員(以下「研究者」という。)は、研究活動のコンプライアンスを理解・習得し、公正な研究活動と適正な公的研究費の執行を行う。

# (行動規範)

- 第4条 研究者は、長野県組織規則でセンターに定められた林業に寄与する目的の達成に向け、長野県職員として高い倫理観を持ち、林業振興に貢献する研究活動を行う。
  - 2 研究者は、研究活動において、長野県及びセンターの定める諸規程等を遵守し、捏造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わない。
  - 3 研究者は、公的研究費の執行において、長野県の会計関係規則等及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守し、不正な運営管理を行わない。
  - 4 研究者は、研究により得られたデータ等の保存・管理・開示においては、長野県の 文書管理及び情報公開・個人情報保護の諸規程に基づき適正に行う。
  - 5 研究者は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を長野県の財産規則等に基づき 適切かつ安全に管理し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

# (研究者のコンプライアンス意識向上)

第5条 研究者は、コンプライアンス教育研修を受講するとともに、研究活動の公正性の確保と、長野県の諸規程及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運営ルール等を遵守することを誓約した書面を所長に提出しなければならない。(様式1号誓約書)

#### (公的研究費の運営・管理)

第6条 センターにおける公的研究費の運営・管理は、財務規則、事務処理規則、会計関係 例規等の諸規程によるほか、「長野県林業総合センター競争的資金による試験研究実 施規程」及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運営ルール等に基づき実 施し、適切な会計手続、証拠書類保管等を行わなければならない。

# (研究倫理委員会の設置・運営)

- 第7条 研究活動に係る不正行為の防止、疑義等に対し的確に対処するため、最高管理責任 者直轄の研究倫理委員会(以下、「倫理委員会」という。)をセンターに設置する。倫 理委員会はセンター各部部長、林務部信州の木活用課主任林業専門技術員(以下、「主 任専技」という。)を構成員とし、事務局は指導部長及び主任専技が持つ。
  - 2 倫理委員会には、委員長を置き、委員長はセンター所長とし、委員長が招集、運営する。
  - 3 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
  - 4 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
  - 5 倫理委員会は必要が認められるときは、学識経験者等を招聘し意見を聴くことができる。
  - 6 倫理委員会は非公開とする。

# (研究倫理委員会の業務)

- 第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 不正防止行動計画など不正行為の防止に関すること。
  - (2) 不正行為の疑義等の事案に係る調査及び対策に関すること。
  - (3) その他コンプライアンスに関する必要な事項に関すること。

# (受付窓口設置)

- 第9条 センターにおける不正行為に関する疑義の受付、又は相談等を受ける窓口(以下「受付窓口」という。) は、倫理委員会事務局とし、内外に周知するものとする。
  - 2 受付窓口は、疑義を受け付けた場合、内容や通報者の秘密保持を徹底し、直ちに統 括管理責任者を通じ、最高管理責任者(倫理委員会委員長)に報告する。

#### (疑義事案の取扱い)

- 第10条 不正行為を発見した者、又は疑いを思料するに至った者は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、相談・通報・告発等(以下「通報等」という。)を行うことができる。
  - 2 通報等は、顕名によることを原則とし、不正行為の疑義のある対象者(以下「疑義対象者」という。)、不正の内容等が明示され、かつ、科学的合理的理由が示されているものを受付ける。

3 前項の顕名規定にかかわらず、匿名や報道等により不正行為の内容等が明示されている疑義や指摘があった場合、倫理委員会は事案に応じ、第2項に準じた取扱いをすることができる。

### (通報者等の取扱い)

- 第11条 倫理委員会は、調査が完了するまで、通報者及び疑義対象者の意に反して調査実施 者以外に疑義内容及び調査内容が漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
  - 2 調査事案が何らかの理由により公になった場合、倫理委員会は所管課等に報告し、必要な措置を協議する。
  - 3 倫理委員会は、通報等をしたことを理由に通報者に対し、不利益となる取り扱いを 行わない。
  - 4 センターは、単に通報等がなされたことのみをもって疑義対象者の研究活動の制約 や、疑義対象者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

# (予備調査)

第12条 最高管理責任者(倫理委員会委員長)は、通報等を受理した場合、不正行為が行われた可能性の内容の合理性等を確認するため、コンプライアンス推進責任者に対して予備調査を指示し、コンプライアンス推進責任者は、受付日から10日以内に予備調査を行い、倫理委員会に結果を報告する。なお、当該事案の該当者並びに責任者は予備調査の実施者から必ず忌避する。

#### (本調査実施の判断)

- 第13条 倫理委員会は、予備調査の結果を踏まえ、疑義事案が本格的な調査の必要がある か、受付日から30日以内に判断し、本調査を行うか否か決定する。
  - 2 倫理委員会は、予備調査の結果から、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。
  - 3 倫理委員会は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び疑義対象者に対し、 本調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。疑義対象者がセンター以外の機関 に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知する。
  - 4 通報者の了承がなく、本調査実施者以外の者や疑義対象者に通報者が特定されないよう配慮する。

#### (本調査委員会の設置・運営)

- 第 14 条 倫理委員会が本調査の実施を決定したときは、決定日から 30 日以内に本調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
  - 2 調査委員会の委員は5人以内とし、倫理委員会は林務部内及び外部有識者から選定し、最高管理責任者が指名委嘱する。
  - 3 調査委員会の委員は、通報者及び疑義対象者と直接の利害関係を有しない者とし、 かつ半数以上を外部有識者とする。

- 4 調査委員会には委員長を置き招集・運営し、委員長は最高管理責任者が指名し、調査委員会業務を統括する。また、調査委員会の事務局は指導部及び信州の木活用課に置く。
- 5 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは委員の所属及び氏名を通報者及び疑義 対象者に書面により通知する。
- 6 通報者及び疑義対象者は、調査委員会の委員に異議があるときは、10 日以内に、 倫理委員会に対し、異議申立てをすることができる。(様式 2 号異議申立書)
- 7 異議申立てがあった場合、倫理委員会は内容を審査し、妥当と判断したときは、当 該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び疑義対象者に通 知する。
- 8 調査委員会は、調査委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 10 調査委員会は非公開とする。

# (本調査委員会の業務)

- 第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 倫理委員会により決定された本調査に関すること
- (2) 不正行為の認定に関すること

#### (本調査の実施・方法)

- 第16条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から概ね30日以内に着手し、本調査を開始した日から概ね150日以内に調査結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否かの認定結果を倫理委員会に報告する。
- 第17条 本調査は、指摘された研究に係る論文・データ・会計処理等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再試験などにより実施する。
  - 2 調査委員会は、通報者・疑義対象者・疑義対象者が所属する箇所およびその関係者 (以下「調査対象者」という。)に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要 な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者は、 調査が円滑に実施できるよう、積極的かつ誠実に協力するものとする。
  - 3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を要請することができる。
  - 4 調査委員会における本調査は、不正行為に関与した者、不正行為の有無、不正行為の内容について、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。
  - 5 本調査の対象には、疑義事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した疑義対象者の他の研究を含めることができる。
  - 6 本調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密 とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(本調査中における研究費の一時的執行停止)

第18条 倫理委員会が本調査を行うことを決定した場合、同委員会は、コンプライアンス推進責任者に対して、調査対象課題の研究費の使用を一時的に停止するよう指示する。

# (不正行為の認定)

- 第19条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、疑義対象者の 自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行い、不正行為に関与 した者、不正行為の有無、不正行為の内容について明らかにする。
  - 2 認定では、客観的不正行為の事実及び故意性等を重視し、疑義対象者の自認を唯一 の証拠とした認定はできないものとする。
  - 3 調査委員会は、本調査の公平・公正を確保するため、疑義対象者から弁明の聴取を 行うとともに、必要に応じ通報者の出席を求め、説明や意見聴取することができる。
  - 4 疑義対象者が疑義内容を否認する場合には、疑いを覆すに足る客観的証拠等を提示しなければならない。

### (研究倫理委員会の判断の不服申立)

- 第20条 倫理委員会は、調査委員会から認定結果の報告を受けたときは、その内容を審議 し、不正行為であると判断した場合は、速やかに所管課等に報告し、必要な措置を 協議する。
  - 2 倫理委員会は、認定結果を踏まえ、不正行為でないと判断した場合は、速やかに通 報者及び疑義対象者に通知する。
  - 3 通報者は第2項の判断結果に不服がある場合は、当該通知を受けた日から10日以内に、倫理委員会に不服申立を行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。(様式3号不服申立書)
  - 4 倫理委員会は、第2項の判断結果を覆すに足る証拠等の提出がなければ、不服申立を受理しない。
  - 5 第3項の不服申立の審査は、調査委員会が行い、再調査の必要があるか速やかに判断し、倫理委員会に報告する。
  - 6 倫理委員会は、調査委員会が再調査を実施する必要がないと決定したときは、その 理由を付して、不服申立者に通知するものとする。
  - 7 調査委員会が再調査を実施する必要があると決定したときは、概ね 50 日以内に再調査を終了し、その結果を倫理委員会に報告するものとする。
  - 8 調査委員会の再調査では、不服申立者に調査協力を求め、不服申立者からの協力が得られない場合には再調査は行わない。
  - 9 倫理委員会は、再調査結果の報告を受けたときは、その内容を審議し速やかに不服申立者に通知する。

# (最終報告)

- 第 21 条 倫理委員会は、原則として疑義を受けた日から 210 日以内に最終報告書を取りまとめ、必要に応じ当該事案の関係機関に提出するものとし、期限までに本調査完了しない場合は、中間報告を関係機関に提出するものとする。
  - 2 倫理委員会は、前項のほか本調査終了前であっても、当該事案の関係機関の求めに 応じ、中間報告を関係機関に提出することができる。
  - 3 倫理委員会は、正当な事由がある場合を除き、当該事案の関係機関への状況報告、 資料閲覧や現地調査に応じるものとする。

## (研究倫理委員会の審議結果の公表)

- 第22条 倫理委員会が不正行為であると判断し、第19条第1項により所管課等に協議した場合の公表については、県の諸規定に基づき対処するものとする。
  - 2 倫理委員会が、第19条第2項により不正行為でないと判断した場合は、原則公表しない。ただし、当該事案について何らかの理由により公になるなど社会情勢により、県として社会的責任が求められる場合には、所管課等に協議し、県の諸規定に基づき対処する。

### (附則)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

(様式1号)

誓約書

長野県林業総合センター所長 様

私は長野県職員として、長野県林業総合センターの研究活動の実施に当たり、研究活動の 信頼性と公正性を確保するため、次のことを固く誓います。

1 研究活動のコンプライアンスを理解し、習得に努め「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」は行いません。

2 長野県及び長野県林業総合センターの定める諸規程と、研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守します。

3 規則等に違反して不正を行った場合は、長野県の服務規律に基づく責任を負います。

年 月 日

所属部

職・氏名:(署名)

# 異議申立書

研究倫理委員会 様

住所 氏名 連絡先(TEL、Mail、携帯、FAX等)

長野県林業総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第 14 条第 5 項 の規定により、 年 月 日付けで通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者 の任命について異議を申し立てます。

記

- 1 調査委員会の設置を知った年月日 年 月 日
- 2 異議申立てに係る委員(長)名
- 3 異議申立ての理由

# ※取扱について

- (1) 異議申立書は調査委員会設置の通知を受けた日から7日以内に、倫理委員会受付窓口 (林業総合センター指導部または信州の木活用課)に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県林業総合センターの研究活動コンプライアンス対応規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。

# 不服申立書

研究倫理委員会 様

住所 氏名 連絡先(TEL、Mail、携帯、FAX等)

長野県林業総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第 20 条第 3 項 の規定により、 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不 服を申し立てます。

記

- 調査結果を知った年月日
  年月日
- 2 不服申立ての趣旨
- 3 不服申し立ての科学的合理的理由(別紙可・証拠書類等添付)

#### ※取扱について

- (1) 不服申立書は研究倫理委員会から調査結果の通知を受けた日から 10 日以内に、倫理委員会受付窓口(林業総合センター指導部または信州の木活用課)に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県林業総合センターの研究活動コンプライアンス対応規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (3) 再調査の結果、不正行為が認められず、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。

# 申 立 書 (告発書)

研究倫理委員会 様

住所 氏名 連絡先(TEL、Mail、携帯、FAX等)

長野県林業総合センターの研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第 10 条第 1 項の規定により、下記の不正行為について申立(告発)を行います。

記

- 1 被申立(告発)者の所属・氏名 所属: 氏名:
- 2 不正行為の具体的な内容(不正受給・不正使用・捏造・改ざん・盗用等)
- 3 2の科学的合理的理由(別紙可)